

特定非営利活動法人 NIED・国際理解教育センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NIED・国際理解教育センターといたします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、お互いから学び合う力、参加する力、共働して創り出す力を育むための場と方法を提供しつづけることにより、市民一人ひとりが個別に持つ能力と持ち味を最大限に活かし、自分自身と自分たちの暮らす地域や地球に心を配り、参加と対話を通して環境や人権など様々な課題を解決し、持続可能な未来を築くことを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 参加・対話・体験型の研修・講座などに対する相談・ファシリテーター派遣事業
- (2) 基礎研修およびファシリテーター養成などの自主講座事業
- (3) 環境や人権などを視点としたまちづくりのプロセス企画・実施事業
- (4) 目的を実現するために必要な調査・研究・情報提供事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し事業・運営に参加するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めます。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入します。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えます。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しません。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置きます。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、代表理事、副代表理事は次の人数とします。

(1) 代表理事 1人以上2人以内

(2) 副代表理事 2人以内

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

2 理事の中からその互選によって、代表理事、副代表理事を選任します。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まず、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含みません。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねません。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

4 監事は、次に掲げる職務を行います。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長します。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えます。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置きます。

2 職員は、代表理事が任免します。

(相談役)

第21条 この法人は、法上の役員の他に、相談役を置くことができます。

2 相談役は、社員の推薦により、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱します。

3 相談役は、この法人の運営または業務の処理に関し代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べます。

4 第16条第1項の規定は、相談役について準用する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決します。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 代表理事は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集します。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知します。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できません。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

によります。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなします。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印します。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 事業計画および予算の変更に関する事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集します。

2 代表理事は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集します。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知します。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たります。

(議決)

第37条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項については書面又は電磁的方法をもって表決することができます。

3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなします。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができません。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印します。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とします。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とします。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ます。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経ます。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経ます。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、

理事会の議決を経ます。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得ます。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得ます。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得ます。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、帰属先について法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した者に譲渡するものとします。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得ます。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定めます。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 山中令子

理事 川合眞二

同 伴和子

同 久世治靖

監事 恒川貴光

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとします。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとします。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 正会員 入会金 3,000円

(2) 同 年会費 5,000円

(3) 準会員 年会費 3,000円(入会金なし)